

## 令和8年関川村議会1月（第2回）臨時会議会議録（第1号）

### ○議事日程

令和8年1月27日（火曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 報告第1号 専決処分の報告について（令和7年度関川村一般会計補正予算（第8号））
  - 第 4 議案第4号 令和7年度関川村一般会計補正予算（第9号）
- 

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 報告第1号 専決処分の報告について（令和7年度関川村一般会計補正予算（第8号））
  - 第 4 議案第4号 令和7年度関川村一般会計補正予算（第9号）
- 

### ○出席議員（10名）

1番	小 澤 仁 君	2番	加 藤 つや子 君
3番	川 崎 哲 也 君	4番	近 敬 志 君
5番	近 壽 太 郎 君	6番	加 藤 和 泰 君
7番	高 橋 正 之 君	8番	菅 原 修 君
9番	平 田 広 君	10番	鈴 木 紀 夫 君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
教 育 長	津 野 庄 一 郎 君
政 策 監	野 本 誠 君
総 務 課 長	渡 邊 浩 一 君

---

### ○事務局職員出席者

議会事務局長	河 内 信 幸
議会事務局主幹	小 池 由 美 子

午前10時00分 開 会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達していますので、これより令和8年関川村議会1月（第2回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、近 敬志さん、5番、近 壽太郎さんを指名します。

---

日程第2、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年12月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（令和7年度関川村一般会計補正予算（第8号））

○議長（小澤 仁君） 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について（令和7年度関川村一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 本日、臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましてはお忙しい中ご出席を賜り、大変ありがとうございます。

報告第1号は、令和7年度関川村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告でございます。

これは衆議院の解散に伴い急遽必要となった衆議院議員選挙費用の補正予算について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

具体的な内容につきまして、総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 令和7年度関川村一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ870万円を追加し、総額をそれぞれ73億1,790万円とするものでございます。

令和8年1月19日に専決処分をしたものでございます。

歳出から説明をさせていただきます。

8ページをご覧ください。

2款4項7目衆議院議員総選挙費でございます。

1節から8節は、選挙管理委員の報酬などでございます。

10節需用費144万3,000円につきましては、入場券、投票用紙、ポスター、掲示板などの経費でございます。

11節役務費37万円は、入場券の郵送料などであります。

12節委託料は、選挙入場券作成業務委託料で63万8,000円、次のページ、掲示板設置撤去作業等委託料で30万円、計数機等点検委託料で41万円、システム設定等委託料で4万円です。

13節使用料及び賃借料1万5,000円につきましては、投票所の借上料になってございます。

17節備品購入費は46万5,000円で、投票用紙の計数機1台を購入するものです。こちらは補助率9分の5となっております。

次に、歳入でございます。

7ページをご覧ください。

14款3項1目総務費委託金で846万7,000円、19款1項1目繰越金、前年度繰越金で23万3,000円です。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、菅原さん。

○8番（菅原 修君） 9ページの掲示板設置撤去作業等委託料とあるんですけども、この雪でもいつもどおり全部に掲示板を設置するんですか。どういう状況なんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） こちらの方の予算につきましては、予算の段階では全箇所を設置するというので計上してございますが、実際に現場の方を確認しますと、国道脇で、除雪のロータリーが雪を飛ばしたようなところに設置しなければならないところがあり、例えば重機とかを使わないと除雪できないところがございます、もう既に設置されているわけなんですけれども、そういつ

た理由で設置できなかったところが6か所あったと聞いております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤です。

投票所の除雪関係は、この予算には入らないのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 投票所でございますけれども、消雪パイプが入っている会場もございますので、そちらは特に心配ないかと思っておりますが、そのほかの投票所では、駐車場が建設課発注の道路除雪と一緒に除雪を行ってもらっているところがほとんどでございます。そちらにつきましては、選挙があるということが分かった時点で除雪業者に少し普段よりも広く除雪してもらいたいということで建設課を通じてお願いをしておりますので、除雪費の計上はしてございません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋です。

入場券の作成とありましたけれども、入場券はいつ頃個人のところに届く予定になっているんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 郵送は、本日だったと思いましたが。ただ郵便局の都合で、1日で全世帯に配布するのは難しいと。これは冬に限らず夏場の選挙でも三、四日かかるということでもありますけれども、今回は特に冬場ということで入場券の方が少し遅れる可能性があるということで聞いてございます。ただ、期日前投票の方がもう始まるわけですけれども、入場券を持たなくても免許証ですとかマイナンバーカードなどを持って来ていただいて身分を証明できれば、その場で入場券を手書きにはなりますけれども作成して、それで投票はできるということで準備してございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

そうすれば、近日中に入場券は届くということでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） そのとおりでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

9ページの17節備品購入費の投票用紙計数機なんですが、これ今回購入する必要があるものなのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 投票用紙の計数機につきましては、古くなっているものが何台かござい

ますので、今回入替えということでの購入でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。3番、川崎さん。

○3番（川崎哲也君） 古くなっているものが何台かあるということなんですが、今回は何台の入替えでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 1台の入替えでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近です。

掲示板の設置撤去の件ですけれども、このたび雪の影響でかなり難儀したと思うんですけども、設置されたシルバー人材の方からは、いつもより経費がかかったとかそういう要望はございますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） シルバー人材の方からは、やはり雪で大変だということでは話がございます。ただ、先ほど申し上げましたように、夏場であっても若干の草刈りをして立てていただいているところもございますので、今回は手で除雪できないようなところは、選挙管理委員会の方で設置を断念しました。シルバーの方にどうしても固い雪を除雪してまで設置をしてもらうようお願いはしていませんでしたので、今のところシルバーの方から苦情なども出ていません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

---

日程第4、議案第4号 令和7年度関川村一般会計補正予算（第9号）

○議長（小澤 仁君） 日程第4、議案第4号 令和7年度関川村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第4号は、令和7年度関川村一般会計補正予算（第9号）です。

これは村を被告とする休業損害及び通院慰謝料などの損害賠償請求訴訟があり、その対応に要する弁護士費用について補正をするものです。

詳細につきまして、総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 令和7年度関川村一般会計補正予算（第9号）について説明します。

今回の補正予算は、村長の説明にもありましたように、損害賠償請求訴訟に対応するための弁護

士費用、着手金について補正するものです。

最初に、損害賠償請求訴訟について説明します。

今回の訴訟は、職員から村を被告とし、損害賠償金約1,500万円を請求する訴状が令和7年12月19日付で新潟地方裁判所に提出されました。

これを受け、裁判所は村に令和8年1月15日付で口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状と併せ訴状の写しを送付し、村は1月16日に受付をしています。

訴えの趣旨は、原告が心身に不調を来し病気を発症したのは職務命令の内容に原因があったとし、休業損害及び通院慰謝料などの損害賠償を請求するというものでございます。

予算書の方の説明をさせていただきます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、総額をそれぞれ73億1,890万円とするものでございます。

8ページをご覧ください。

歳出です。

2款1項1目一般管理費、こちらで弁護士の委託料、着手金でございますが、100万円を計上してございます。

次に歳入です。

7ページをご覧ください。

19款1項1目繰越金、前年度繰越金で100万円の計上です。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤です。

損害賠償に至るまでの経緯をここで話せる範囲で教えてもらいたいんですが。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 以前、昨年1月議会でも弁護士費用を補正させていただいたと思っただけですけども、それと同じ事件といえばよろしいでしょうか。昨年は調停ということで弁護士費用を補正させていただきました。そして、昨年、令和7年6月に、その調停が不調になってございます。それに伴って、今回原告の方から訴えがあったということになります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤さん。

○2番（加藤つや子君） 今までこういったケースはあったんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 今までがどこの範囲を示すのか、こういった事例が過去に村であったのかと

いうあたりをかみ砕いて、もう一回お願いします。

○2番（加藤つや子君） すみません。今までこういった弁護士費用を追加してまでするようなケース、事例はあったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 村民からの訴えなどで、やはり弁護士をお願いするということで、弁護士費用を計上して対応したということは何回かございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

昨年1月に調停の弁護士料という形で補正予算案を組んだというような説明でしたけれども、その前には村で、例えば第三者委員会だとかそういった委員会を設けて、みんなで調停の前の話合いというのは、されてこなかったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 特に第三者委員会などを設けて話合いをしたということはありません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、調停の中で、恐らく訴えた側、原告側というのでしょうか。いろんな要求、請求してきたと思うんですけども、村はそれに一切もうのめないような要求があったということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 調停の債務を、やはり同じように損害賠償金の請求でございましたけれども、調停の時点ではその損害賠償金が幾らになるかということを申立人がまだ計算中というか、示されていなかったという状況ではありましたが、今回はそういった計算がされて訴えを起こしているという状況でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 調停がうまくいかなかったということですよ。ということは、今訴訟を起こして調停からこの裁判という形に持っていくような流れになっておりますけれども、その調停の中で、歩み寄りというのは実際なかったんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 申立人、また村の双方でそれぞれの言い分を出したわけですが、それで和解ですとかそういったことにはならなかったもので、不調ということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今回補正予算で着手金ということですが、この裁判がまた長引くようであればまた補正を組んで、この裁判費用というのでしょうか。だんだんかさんいくというような

考えでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊浩一君） 今回は着手金ということでございますけれども、この裁判にかかる費用は村が持つということと、あと裁判が終わった後は、また精算で弁護士に報酬を支払うということになります。ですので、一度の補正になるのか、数回になるのかはまだ分かりませんが、必要に応じて補正予算で対応しなければならないと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小澤 仁君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午前10時23分 散 会